

議第 1 9 5 号

呉市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市港湾管理条例の一部を改正する条例

呉市港湾管理条例（昭和 3 0 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前					改正後				
（設置） 第 2 条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。 （1）～（6） 略 <u>（7）～（13）</u> 略 2 略 別表第 2（第 1 3 条関係）					（設置） 第 2 条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。 （1）～（6） 略 <u>（7）旅客施設</u> <u>（8）～（14）</u> 略 2 略 別表第 2（第 1 3 条関係）				
港湾施設使用料					港湾施設使用料				
施設	種別	単位	金額	摘要	施設	種別	単位	金額	摘要
略					略				
荷さばき地	略				荷さばき地	略			
					旅客施設	使用料	旅客乗降用固定施設使用 1 回につき	8 3 0 円	
略					略				
備考 略					備考 略				

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 旅客施設の使用に係る許可の申請その他旅客施設を使用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

旅客乗降用固定施設を設置するため、この条例案を提出する。